

「社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視 —鉄道施設の保全対策等を中心として—」の勧告に対する改善措置状況

○勧告先：国土交通省
○勧告日：平成27年11月27日
○回答日：平成28年8月5日

1 長寿命化計画※の策定の推進

主な勧告（調査結果）

- 中小鉄道事業者に対し、中長期的な維持管理・更新等のコストの算定方法等を情報提供

中小鉄道事業者が策定した計画の内容が不十分
・ 中長期的なコストの見通しなどが未記載：7事業者
(原因：中小鉄道事業者ではコストの算定等に苦慮など)

- 地方公共団体に対し、計画策定に必要な技術・ノウハウを提供等

地方公共団体(4市町)において、公有民営化方式(注)が導入されているが、事業の長期継続、コスト縮減に向けた計画の策定が進まず
・ 当該地方公共団体では、従来の鉄道事業者が策定した計画を継承
・ コスト縮減に資する計画策定の技術・ノウハウなし

(注) 地方公共団体が、経営の継続が困難な鉄道事業者の施設を引き継ぎ保有・維持管理し、従来の鉄道事業者が運行を行う事業形態

主な改善措置状況

- 全中小鉄道事業者の長寿命化計画の内容を確認、指導
また、コスト縮減に向けた中長期的な維持管理・更新費用の算定方法等について、苦慮している点等の意見を聴取
- 公有民営化方式により鉄道施設を保有する地方公共団体に対し、長寿命化計画策定に必要な技術・ノウハウ等について、具体的にどのような情報が必要なのか意見を聴取

※ 長寿命化計画とは、施設の中長期的な維持管理・更新等に係るトータルコストの縮減、予算の平準化を図るために策定するもの
長寿命化計画の記載事項：対象施設、計画期間、対策内容、中長期的なコストの見通し等

2 鉄道施設の定期検査等の適切な実施

主な勧告（調査結果）

- 鉄道事業者に対し、定期検査、補修等の確実な実施を指導
 - ・ 定期検査を実施せず ⇒ 土工：6事業者、土留擁壁：4事業者
(原因：定期検査の対象施設との認識なしなど)
 - ・ 検査結果に基づく必要な補修等を実施せず
⇒ 軌道：7事業者、橋りょう：2事業者、土工：1事業者
- 鉄道事業者に対し、検査記録等の確実な作成・保存や変状記録の保存期間の設定を指導
 - ・ 構造物の検査記録等の全部又は一部を作成せず ⇒ 7事業者
 - ・ 橋りょう、トンネル等の変状記録の保存期間が耐用年数(注)に対応せず
⇒ 保存期間の規定なし：7事業者、保存期間5年以下：29事業者
(注) 鉄筋コンクリート造の橋りょう：50年、トンネル：60年

主な改善措置状況

- 鉄道事業者(211事業者)を集め、鉄道施設の維持管理に関する担当者会議を開催し、定期検査、補修、検査記録の確実な実施、変状記録の保存期間の設定等について周知

3 保安監査の適切な実施

主な勧告（調査結果）

- 鉄道事業者に対する、より効果的な監査の実施
 - ・ 当省が書面調査で把握した要改善事例(49件)を未把握：34件
- 要改善事項のフォローアップの徹底
 - ・ 要改善事項の措置が完了せず：3事業者

主な改善措置状況

- 今後の監査に当たっては、以下のとおり対応
 - ・ 書類調査の徹底など、より効果的な保安監査の実施
 - ・ 要改善事項の措置が完了するまで確実にフォローアップ

社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視－鉄道施設の保全対策等を中心として－ の結果に基づく勧告に対する改善措置状況（1回目のフォローアップ）の概要

【調査の実施時期等】

- 1 実施時期 平成26年8月～27年11月
- 2 対象機関

調査対象機関：国土交通省

関連調査等対象機関：四国旅客鉄道株式会社、九州旅客鉄道株式会社、市町村(4)、その他の鉄道事業者(67)

【勧告年月日及び勧告先】

平成27年11月27日 国土交通省

【回答年月日】

平成28年8月5日

【調査の背景事情等】

- 社会資本の一つである鉄道施設は、明治5年の鉄道開業以来、順次整備されてきているが、平成25年3月末現在、建設後50年以上を経過する施設の割合は、橋りょうで51%、トンネルで60%に上り、それぞれ、20年後には83%と91%にまで増加する見込み
- 国は、平成25年11月、鉄道施設を含むあらゆるインフラを対象に戦略的な維持管理・更新等の方向性を示す「インフラ長寿命化基本計画」を策定。また、国土交通省は、同基本計画に基づき、平成26年5月、「国土交通省インフラ長寿命化計画（行動計画）」を策定。これらの計画に基づき、鉄道事業者は、長寿命化計画を策定し、施設の維持管理・更新等を計画的かつ効率的に実施する必要
- 一方、毎年、鉄道施設における事故等が発生し、施設の適切な維持管理が重要
- この行政評価・監視は、鉄道施設の長寿命化対策を推進するとともに、鉄道輸送における安全な運行を確保する観点から、鉄道事業者における鉄道施設の長寿命化計画の策定状況、鉄道施設の維持管理状況及び国による鉄道事業者に対する監査等の実施状況を調査し、関係行政の改善に資するために実施

勧告事項	国土交通省が講じた改善措置状況
<p>2 鉄道施設の維持管理</p> <p>(1) 長寿命化計画の策定の推進</p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>① コスト縮減に向けた中長期的な維持管理・更新費用の算定方法等について、説明会の開催等を通じ、中小鉄道事業者に対し情報提供すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 国土交通省は、「インフラ長寿命化基本計画」(平成25年11月29日インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議。以下「基本計画」という。)に基づき、平成26年5月、同省が管理・所管するインフラの維持管理・更新の取組の方向性を定めた「国土交通省インフラ長寿命化計画(行動計画)」(以下「国土交通省行動計画」という。)を策定</p> <p>○ 鉄道事業者は、基本計画及び国土交通省行動計画に基づき、自らが管理する施設の「インフラ長寿命化計画(行動計画)」及び「個別施設計画」を策定(注1)</p> <p>(注1) 各インフラの管理者が、既に行動計画及び個別施設計画と同種・類似の計画を策定している場合には、当分の間、当該計画をもって、行動計画及び個別施設計画の策定に代えることができる。</p> <p><調査結果の概要></p> <p>○ 基本計画において行動計画に記載することとされている「中長期的な維持管理・更新等のコストの見通し」が記載されていないものが9事業者(大手3鉄道事業者、中小6鉄道事業者)</p>	<p>→○ 各地方運輸局に対し勧告内容を踏まえた対応についての通達「社会資本の維持管理及び更新に関する行政評価・監視－鉄道施設の保全対策等を中心として－結果に基づく勧告の対応について」(平成27年11月27日付け国鉄技第107号、国鉄施第104号、国鉄安第56号。以下「対応通達」という。)を発出し、以下について指示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ インフラ長寿命化基本計画に定められた記載事項が記載されていない事例が見られたため、同計画に基づき適切に長寿命化計画を策定するよう、管内の鉄道事業者及び軌道経営者(以下「鉄軌道事業者」という。)に周知すること。 ・ 管内の中小鉄軌道事業者に対し、長寿命化計画の内容を確認し、必要と認められた場合は適切な指導を行うとともに、コスト縮減に向けた中長期的な維持管理・更新費用の算定方法等について、苦慮している点等の意見を聴取すること。 <p>○ 平成27年12月9日に各地方運輸局鉄道部技術課長を集めた「緊急地方運輸局技術課長会議」を開催し、勧告内容、対応通達等について周知した。</p> <p>○ 平成28年1月から2月にかけて、各地方運輸局において、管内の鉄軌道事業者(211事業者)を集めた「鉄道施設の維持管理に関する担当者会議」を開催し、勧告内容、対応通達等について周知した。</p> <p>○ 対応通達に基づき、各地方運輸局において、平成28年1月から4月にかけて、全中小鉄軌道事業者の長寿命化計画の内容の確認、指導を行った。また、平成28年4月までに全中小鉄軌道事業者から意見を</p>

勧告事項	国土交通省が講じた改善措置状況
<p>○ 基本計画において個別施設計画に記載することとされている「対策内容と実施時期」及び「対策費用」が記載されていないものが2事業者（大手1鉄道事業者、中小1鉄道事業者）</p> <p>○ これらの鉄道事業者では、その理由について、国からは、計画作成の考え方が示されているにすぎず、具体的にどのような計画内容にすればよいのか判断が難しいためなどとしている。</p> <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>② 公有民営化方式により鉄道施設を保有・維持管理する地方公共団体に対し、長寿命化計画の策定に必要な技術・ノウハウ等を提供すること。</p> <p>また、新たに公有民営化方式により鉄道施設を保有・維持管理する地方公共団体における長寿命化計画の策定に資するよう、対象施設、計画期間、対策内容等を記載した長寿命化計画の策定方針等を作成・明示すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <p>○ 国土交通省は、経営の継続が困難又は困難となるおそれがあると認められる鉄道事業者における輸送の維持を図るため、地域公共交通の活性化及び再生に関する法律（平成19年法律第59号）に基づく鉄道事業再構築事業を実施。当該事業では、地方公共団体が第三種鉄道事業者（注2）として、継続が困難又は困難となるおそれがあると認められる鉄道事業者の施設を保有・維持管理し、民間鉄道事業者が第二種鉄道事業者として、運行を行う「公有民営化方式」等に事業形態を変更すること等により、輸送を維持</p>	<p>聴取した。</p> <p>→○ 各地方運輸局に対し、対応通達を発出し、公有民営化方式により鉄道施設を保有する地方公共団体に対し、長寿命化計画の策定に必要な技術・ノウハウ等について、具体的にどのような情報が必要なのか聴取するよう指示した。</p> <p>○ 平成27年12月9日に各地方運輸局鉄道部技術課長を集めた「緊急地方運輸局技術課長会議」を開催し、勧告内容、対応通達等について周知した。</p> <p>○ 対応通達に基づき、公有民営化方式により鉄道施設を保有する地方公共団体がある中部、近畿及び中国運輸局において、平成28年4月までに、当該地方公共団体に対し意見を聴取した。</p>

勧告事項	国土交通省が講じた改善措置状況
<p>(注 2) 鉄道路線を第一種鉄道事業者に譲渡する目的をもって敷設する事業及び鉄道路線を敷設して当該鉄道路線を第二種鉄道事業者に専ら使用させる事業を行う者</p> <p>＜調査結果の概要＞</p> <p>○ 事業の長期継続のため、中長期的な維持管理・更新コストの縮減に資する長寿命化計画を策定する必要性があるとしているが、i) 中長期的なコスト削減に資する計画を策定するための技術・ノウハウがない、ii) 中長期的なコスト削減に資する計画を策定する場合、事前に鉄道施設の検査をする必要があり、その費用が工面できないなどとして、未策定の地方公共団体あり</p> <p>(2) 鉄道施設の定期検査等の適切な実施 (勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>① 鉄道事業者において定期検査が適切に実施されるよう、鉄道事業者に対し、定期検査の必要性及び対象施設を改めて周知するとともに、必要に応じ指導を行うこと。</p> <p>② 鉄道事業者において定期検査の結果に基づく判定に応じた措置が確実に実施されるよう、鉄道事業者に対し指導を行うこと。 鉄道施設安全対策事業費補助等の補助金については、申請要件の見直し、対象施設や用途の拡大など、中小鉄道事業者のニーズを踏まえた見直しを検討すること。</p> <p>③ 鉄道事業者において、定期検査、判定及び措置の記録が確実に作成・保存されるよう、鉄道事業者に対し、周知・指導を行うとともに、変状記録については、施設の中長期的な維持管理に資す</p> </div>	<p>→○ 各地方運輸局に対し対応通達を発出し、以下について指示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 土工、土留擁壁等を含めた鉄道の輸送の用に供する施設が定期検査の対象であることを管内の鉄軌道事業者に周知するとともに、確実に定期検査を実施するよう指導すること。 ・ 鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成13年国土交通省令第151号）第3条第1項に基づき各鉄道事業者が定めた実施基準等に基づいて、措置を確実にを行うよう指導すること。 ・ 構造物の変状記録等を確実に作成し、保存するよう指導すること。また、橋りょう、トンネル、土工、土留擁壁等の構造物は長期にわたって供用されることから、構造物の変状履歴が把握できるよう、変状記録の保存期間を設定するよう指導すること。

勧告事項	国土交通省が講じた改善措置状況
<p data-bbox="170 209 1070 325">る保存期間を設定するよう、鉄道事業者に対し、必要な助言を行うこと。</p> <p data-bbox="170 331 264 368">(説明)</p> <p data-bbox="170 379 398 416"><制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="147 427 1088 560">○ 国土交通省は、鉄道に関する技術上の基準を定める省令（平成 13 年国土交通省令第 151 号）において、施設及び車両の定期検査、検査や修理等の記録の作成・保存を義務付け <li data-bbox="147 571 1088 751">○ 「鉄道構造物等維持管理標準（構造物・軌道編）」（平成 19 年 1 月 16 日付け国鉄技第 73 号鉄道局長通達）において、維持管理の原則として、検査の結果、健全度を考慮して、必要な措置を講ずること等を規定 <li data-bbox="147 762 1088 991">○ 「鉄道に関する技術上の基準を定める省令等の解釈基準について」（平成 14 年 3 月 8 日付け国鉄技第 157 号鉄道局長通達）において、①施設の定期点検及び改造・改築・修理の記録は、期間を定めて保存すること、②橋りょう、トンネルその他の構造物の変状記録は、当該構造物の変状履歴が把握できるよう保存することを規定 <p data-bbox="170 1054 427 1091"><調査結果の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="147 1102 1088 1283">○ 土工の定期検査を実施していないものが 6 事業者（中小鉄道事業者）、土留擁壁の定期検査を実施していないものが 4 事業者（中小鉄道事業者）、軌道の定期検査のうち、実施していない検査項目があるものが 3 事業者（中小鉄道事業者） <p data-bbox="170 1294 1088 1422">定期検査を実施していない鉄道事業者では、その理由を①土工や土留擁壁が定期検査の対象となるという認識がなかったため、②土工、土留擁壁、軌道の遊間等については、線路巡視の際に目視すれば足り、</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1144 209 2051 336">○ 平成27年12月9日に各地方運輸局鉄道部技術課長を集めた「緊急地方運輸局技術課長会議」を開催し、勧告内容、対応通達等について周知した。 <li data-bbox="1144 347 2051 480">○ 平成28年1月から2月にかけて、各地方運輸局において、管内の鉄軌道事業者（211事業者）を集めた「鉄道施設の維持管理に関する担当者会議」を開催し、勧告内容、対応通達等について周知した。 <li data-bbox="1144 491 2051 911">○ 老朽化対策の補助金については、平成27年度まで「鉄道施設総合安全対策事業」と「鉄道施設安全対策事業」の二つの事業（注）により推進してきたところであるが、平成28年度からは、老朽化の程度や事業者の種類等にかかわらず、老朽化対策を総合的に支援できるよう、両事業を「鉄道施設総合安全対策事業」に統合した。また、本補助制度が鉄道施設の効果的な維持管理に活用されるよう、補助対象事業の選定に当たっては、従来の工法と比べて長期的な維持管理コストの低減に資する改良であることや、当該鉄道に対する地域のニーズ等について確認することとした。 <p data-bbox="1144 927 2051 963">(注) 平成27年度までの補助事業の対象事業及び対象事業者は以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li data-bbox="1189 975 2051 1203">① 鉄道施設総合安全対策事業 対象事業：橋りょう、トンネル等であって、耐用年数を超えて使用しており、かつ、「鉄道構造物等維持管理標準」等に基づく客観的評価により、老朽化の程度が著しいと認められる施設の補強・改良 対象事業者：第三セクター <li data-bbox="1189 1214 2051 1394">② 鉄道施設安全対策事業 対象事業：橋りょう、トンネル等の土木構造物（取替資産を除く。）であって、耐用年数を超えて使用している、又は「鉄道構造

勧告事項	国土交通省が講じた改善措置状況
<p>定期検査は不要と考えていたためなどとしている。</p> <p>○ 早急に措置を要すると判定したにもかかわらず、補修・補強、使用制限、改築・取替等の措置を実施していないものが、①橋りょうについて2事業者（大手1鉄道事業者、中小1鉄道事業者。計11か所）、②土工について1事業者（大手鉄道事業者。1か所）、③軌道について7事業者（中小鉄道事業者。計247か所）</p> <p>○ 平成26年度予算額に対する執行率が低調であった鉄道施設安全対策事業費補助金（老朽化対策事業）について、活用していない鉄道事業者は、その理由を、①補助対象となる耐用年数を超過した又は老朽化が認められる施設がないため、②地方公共団体の協調補助を得られなかったため、③対象施設や用途が幅広い地域公共交通確保維持改善事業費補助金を先行して利用しているためなどとしている。</p> <p>○ 橋りょう、トンネルその他の構造物の変状記録等の全部又は一部を作成していないものが7事業者（大手1鉄道事業者、中小6鉄道事業者）</p> <p>○ 変状記録を作成している63鉄道事業者のうち、記録の保存期間を永年又は当該施設の除却までとしているものが16事業者（大手5鉄道事業者、中小11鉄道事業者）みられた一方、5年以下としているものが29事業者（大手6鉄道事業者、中小23鉄道事業者）</p> <p>3 鉄道事業者に対する保安監査の適切な実施 （勧告要旨）</p> <p>① 鉄道施設の維持管理等が的確に実施されるよう、鉄道事業者における維持管理等の取組状況について、より効果的な監査を行うこと。</p>	<p>物等維持管理標準」等に基づく評価により、老朽化が認められる施設の長寿命化に資する補強・改良</p> <p>対象事業者：経営が厳しい鉄軌道事業者</p> <p>→○ 各地方運輸局に対し、対応通達を発出し、鉄道施設等の書類調査を徹底するなど、より効果的な保安監査の実施に努めるよう指示した。また、各地方運輸局に対し、平成27年度に実施した保安監査に</p>

勧告事項	国土交通省が講じた改善措置状況
<p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 鉄道事業法（昭和 61 年法律第 92 号）に基づき、国土交通大臣及び地方運輸局長は、鉄道事業者の事務所に立ち入り、検査し、質問ができることとされている。 ○ 国土交通省では、鉄道事業保安監査実施要領（案）等に基づき、書類調査や現地調査などの具体的な保安監査の方法を規定 <p><調査結果の概要></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 当省の調査で把握した要改善事例 49 件のうち、地方運輸局の保安監査で把握していない、又は改善指導を行っていない事例が 34 件。これらの中には、実施基準の内容や検査記録等の確認を行う書類調査により把握できると考えられるものあり <p>(勧告要旨)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>② 監査結果に基づき改善指導を行った事項について、鉄道事業者における要改善事項に対する措置が完了するまでフォローアップを徹底すること。</p> </div> <p>(説明)</p> <p><制度の概要等></p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 地方運輸局は、被監査事業者に改善事項を通知した場合には、当該事業者から実施した措置について回答を求め、必要なフォローアップを行うこととされている。 ○ 保安監査を終了したときは、保安監査報告書を作成し、国土交通大臣又は地方運輸局長に報告することとされている。 	<p>国土交通省が講じた改善措置状況</p> <p>において適切な書類調査が実施されていたかどうかの再点検を行うよう指示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成27年12月9日に各地方運輸局鉄道部技術課長を集めた「緊急地方運輸局技術課長会議」を開催し、勧告内容、対応通達等について周知した。また、同会議において、平成27年度に実施した保安監査における、適切な書類調査に係る再点検の結果を確認したところ、各地方運輸局において適切に実施されていた。 ○ 平成28年2月26日に地方運輸局首席鉄道安全監査官を集めた「首席鉄道安全監査官会議」を開催し、勧告内容等を周知するとともに、監査手法を見直すべき点はないか、指摘されたような事例を減らすためにはどのような取組が必要かについて意見交換を実施した。 <p>→○ 各地方運輸局に対し、対応通達を発出し、改善事項に対する措置が完了するまで確実にフォローアップを行うことについて指示した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ 平成27年12月9日に各地方運輸局鉄道部技術課長を集めた「緊急地方運輸局技術課長会議」を開催し、勧告内容、対応通達等について周知した。 ○ 平成28年2月26日に地方運輸局首席鉄道安全監査官を集めた「首席鉄道安全監査官会議」を開催し、保安監査結果の改善事項の確実なフォローアップの方法について意見交換を実施した。

勧告事項	国土交通省が講じた改善措置状況
<p>＜調査結果の概要＞</p> <p>○ 調査した8地方運輸局では、平成21年度から25年度までに実施した保安監査に基づき、計560件の要改善事項を指導。これらのうち、要改善事項に対する措置が完了しておらず、地方運輸局によるフォローアップが十分に行われていない事例（3事業者）がみられた。これらの中には、軌道の補修が未実施で危険性が高いとみられるものあり</p> <p>4 運輸安全マネジメントにおける鉄道事業者の取組への支援 （勧告要旨）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>国土交通省は、中小鉄道事業者における輸送の安全に係る自主的な取組を推進する観点から、中小事業者に対する一層の評価の機会拡大や事業者が抱える課題に応じた具体的な助言の実施について見直し・改善を図ること。</p> </div> <p>（説明）</p> <p>＜制度の概要等＞</p> <p>○ 鉄道事業者は、国土交通省が作成した「運輸事業者における安全管理の進め方に関するガイドライン～輸送の安全性の更なる向上に向けて～」(平成22年3月国土交通省大臣官房運輸安全監理官。以下「ガイドライン」という。)を参考に、安全管理体制の構築・改善に向けた自主的な取組として、i) 事故、ヒヤリ・ハット情報等の収集・活用、ii) 安全管理体制の構築・改善に必要な教育・訓練等、iii) 内部監査、iv) マネジメントレビューと継続的改善等の14の取組を行うこととされている。</p> <p>○ 国土交通省は、鉄道事業者における輸送の安全を確保するための取</p>	<p>→○ 地方運輸局等による中小鉄道事業者への評価（原則2回目及び3回目の評価を2年連続で実施）を平成26年度から3期6年の期間で実施することとしており、今年度（平成28年度）から2期目に入り、評価対象事業者を入れ替えて実施している。</p> <p>平成26年度から27年度までは40事業者を評価対象としていたところ、28年度から新たに41事業者を評価対象として加えた。このように、中小鉄道事業者への評価機会の拡大に努めている。</p> <p>○ 平成28年3月に「事故、ヒヤリ・ハット情報の収集・活用の進め方～事故の再発防止・予防に向けて～（鉄道モード編）」を作成し、要望に応じて鉄道事業者に配布するとともに、地方運輸局等の職員が評価の際に活用して具体的な助言を実施できるよう努めている。</p>

勧告事項	国土交通省が講じた改善措置状況
<p>組状況を確認するため、鉄道事業法が定める立入検査権限（第 56 条第 1 項）に基づき、運輸安全マネジメント評価を実施</p> <p>○ 評価の実施に当たっては、経営の責任者や安全統括管理者等の経営幹部への面談調査、安全管理に係る書類の確認を中心に実施するとともに、当該評価結果に基づき、必要に応じ、運輸事業者に対するきめ細かな助言を実施</p> <p><調査結果の概要></p> <p>○ ガイドラインに基づく取組のうち、①内部監査については、57 事業者（大手 15 鉄道事業者、中小 42 鉄道事業者）は実施しているが、10 事業者（中小鉄道事業者）は実施していない、②マネジメントレビューと継続的改善については、55 事業者（大手 15 鉄道事業者、中小 40 鉄道事業者）は実施しているが、12 事業者（中小鉄道事業者）は実施していない。</p> <p>○ ガイドラインに基づく取組を実施していない中小鉄道事業者では、その理由について、①国土交通省が策定したガイドラインの中では、事業規模に関係なく同じ取組内容が示されているが、会社の規模が小さく、人員が限られている場合、どのように実施すればよいか分からないため、②業務多忙のためなどとしている。</p> <p>○ 平成 21 年度から 25 年度までの 5 年間で、大手鉄道事業者（15 事業者）については、評価が 2 回行われているものが 5 事業者（33.3%）、3 回のものが 7 事業者（46.7%）、4 回のものが 3 事業者（20.0%）。一方、ガイドラインに基づく取組の実施に苦慮している状況がみられるなど、輸送の安全に係る取組に対する助言等が必要と考えられる中小鉄道事業者（52 事業者）については、評価の実績がないものが 2 事</p>	

勧告事項	国土交通省が講じた改善措置状況
<p>業者（3.8%）、1回のもものが45事業者（86.5%）で大半を占めており、2回のもものが5事業者（9.6%）にとどまるなど、大手鉄道事業者に比べて評価の機会が少ない状況</p> <p>○ 評価を受けた65鉄道事業者のうち、大手鉄道事業者（15事業者）の全てが国土交通省による助言を参考にした取組を実施しているが、中小鉄道事業者（48事業者）のうち、35事業者では地方運輸局による全ての助言について取組を実施しているものの、13事業者では、地方運輸局による助言を参考にした取組の全部又は一部が実施されておらず、この中には、同じ内容の助言を繰り返し受けているが、具体的な改善策が分からず、自主的な取組に活用できないとするものあり</p>	